

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理対策について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させるとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備事業を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物の最終処分場の確保について、必要な支援策を講じること。

(4) 都市自治体が保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に要する費用に対し、財政措置を講じること。

(5) 廃棄物の不法投棄に対する罰則の更なる強化を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について

(1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧な協議を行い、理解を得たうえで制

度設計を行うこと。

- (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。
- (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 飲料用容器等のデポジット制等により容器包装の発生抑制、再利用を図ること。
- (3) 資源有効利用促進法で定める容器包装の識別マークの規格を見直し、表示サイズを拡大すること。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。
- (5) プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品について、再資源化が図られるよう見直しを行うこと。

5. 東日本大震災関係について

- (1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性や処理方法等に関する説明責任を十分果たすとともに、情報公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。
また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。
さらに、災害廃棄物の受入れにより風評被害が生じた場合の賠償に係る考え方を明確にするとともに、風評被害が生じた場合はすべて賠償の対象とすること。
- (2) 災害廃棄物処理事業に係る地方負担額について、平成 25 年度以降も当該年度の震災復興特別交付税による措置を継続すること。
- (3) 被災地における災害廃棄物の処理能力の更なる増強を図ること。